

令和3年4月27日

会 員 各位

村山市商工会

「山形県プレミアム付きクーポン券」の追加募集について(お知らせ)

春暖の候、皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、山形県では、昨年10月下旬から実施しているクーポン券の残部を活用し、県内の飲食店、小売店及び生活関連サービス業等を対象に追加募集を行います。

なお、追加募集を行った結果、応募多数の場合は、抽選により参加店舗を決定し、当選の発表は関係書類の発送(5月下旬頃を目処)をもって代えさせていただきます。

つきましては、詳細については別添によりますのでご確認賜りますようお願い申し上げます。

山形県内で飲食店、小売店、生活関連サービス業等を営まれる皆さまへ

山形県プレミアム付きクーポン券

参加事業所（店舗）募集

下記クーポン券の参加店（クーポン券を使用できるお店）を募集します。

プレミアム率
100%

250円で500円分のお買い物!

申込締切

5/9日

プレミアム付きクーポン券ご利用の流れ



①電話又はWeb等で申込み
クーポン券を受取る



②クーポン券をお店で売る
(1枚250円で販売)



③売ったクーポン券で
お客様から支払いを受ける
(1枚500円分として使用)



④クーポン券を郵便局に持ち込む
後日、指定口座に振り込まれる
(プレミアム分1枚250円分が振込み)

【プレミアム付きクーポン券】

山形県民の県内での消費活動を喚起し、地域の景気浮揚につなげることを目的として発行する、県内飲食店、小売店及び生活関連サービス業等で県民のみなさまが使用することができるプレミアム付きクーポン券（プレミアム率100%）の取扱いを希望する事業所（店舗）を募集します。

【参加店募集内容】

◆参加事業所（店舗）申込期間

令和3年4月26日（月）～令和3年5月9日（日）※消印有効

◆額面（うちプレミアム分）

クーポン券1枚当たり500円（250円） ※4枚を1シートとして取り扱います。

◆対象事業所（店舗）

山形県内で飲食店、小売店、生活関連サービス業等を営む店舗

※「県ホームページ」>産業・しごと>商工業>商業>山形県プレミアム付きクーポン券事業を実施します」に対象業種の一覧を掲載しています。

※小売店には、総合スーパー、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ホームセンターは含まれません。

◆参加事業所（店舗）申込方法

Webもしくは電話、または登録申込書の郵送にてお申し込みください。なお、応募多数の場合は、抽選により参加事業所（店舗）を決定し、当選の発表は関係書類の発送（5月下旬頃を目途。）をもって代えさせていただきます。

(1) 山形県プレミアム付きクーポン券事業に既に参加されている事業所（店舗）の場合、先にお知らせしている店舗コードをご確認のうえ、できるだけコールセンターへのお電話により、お申し込みください。

(2) 新たに申し込みされる事業所（店舗）の場合、コールセンターへのお電話、Web、申込書の郵送のいずれかの方法により、お申し込みください。

◆1店舗当たり取扱シート数（枚数）

一律50シート（200枚・額面10万円分）
※1人当たりの購入上限は3シート（12枚）です。

◆利用期間

販売開始～令和3年6月30日（水）※利用期間は延長となる場合があります。

◆利用方法

参加事業所（店舗）で販売し、販売店での支払いについてのみ使用可能

◆参加事業所（店舗）手数料

無料

○Webにてお申込みの場合

県HPよりお申し込みください。

○電話にてお申込みの場合

コールセンター（0570-666-812）にて聞き取りいたしますので、口頭でお申し込みください。

【受付時間】午前9時から午後6時まで

○郵送にてお申込みの場合

裏面の「プレミアム付きクーポン券参加事業所（店舗）登録申込書」を裏面記載の事務局あてに郵送してください。

【申込締切】5/9（日）※消印有効

電話によるお申込み
お問い合わせ先

◆コールセンター 0570-666-812

山形県消費応援事業実行委員会
(事務局:山形県産業労働部 商業・県産品振興課)

山形県プレミアム付きクーポン券参加事業所(店舗)登録申込書

郵送先 〒990-0043 山形市本町 2-4-3 本町ビル 6F 山形県消費応援事業実行委員会精算事務局

このクーポン券は参加事業所(店舗)において販売し、販売した事業所(店舗)でのみ利用できるものです。
参加事業所(店舗)に申し込む場合は、次の事項に同意した上でお申し込みください。

令和 年 月 日

※複数の事業所(店舗)がある場合は、それぞれの事業所(店舗)ごとに提出してください。

1. 山形県プレミアム付きクーポン券事業に、 既に参加しています。(店舗コード)
 今回初めて申し込みます。

2. 事業所(店舗)情報

フリガナ			
事業所(店舗)名称 (※チラシ等に掲載する名称)			
フリガナ			
代表者氏名	(役 職)		
所在地	〒 - ※番地、建物名の記載をお願いします。		
電話番号		FAX	
業種 (※該当するものに○印)	①身回品小売 ②飲食品小売(酒類の販売 有・無) ③家電・家具・車両小売 ④医薬品・化粧品小売 ⑤その他小売 ⑥飲食店 ⑦理容・美容 ⑧その他サービス業 ⑨その他(具体的に) ※総合スーパー、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ホームセンターは含まれません。		
担当者氏名	(役 職)		
担当者電話番号		緊急連絡先 (携帯電話番号)	
所属区分 (※該当するものに○印)	商工会議所・商工会の会員 ・ 非会員		

◆個人情報保護の取扱い

記入いただいた個人情報は、代表者(担当者)との連絡やプレミアム付きクーポン券の換金手続きなど、本事業に関連する業務においてのみ使用します。

◆プレミアム付きクーポン券取扱いに係る留意事項

- 反社会的勢力と関係する事業所(店舗)は、お申し込みいただけません。
- 参加事業所(店舗)の一覧を県HPに掲載しますので、同意した上でお申し込みください。
- 事業実施期間中は、参加事業所(店舗)として指定の掲示物を店内の見えるところに掲げてください。
- 自らの店舗で販売したプレミアム付きクーポン券でのみ支払を受けることができます。
- プレミアム付きクーポン券には、販売前に販売事業所(店舗)名を記入または押印してください。
- プレミアム付きクーポン券の額面と同額の商品またはサービスを提供してください。
- プレミアム付きクーポン券と現金との引き換えを禁止します。また、釣銭を支払わないでください。
- 利用期間中に参加事業所(店舗)が休業または閉店した場合、既にお客様に販売したクーポン券の購入金額について県は補償しません。
- 使用期限以降は、プレミアム付きクーポン券を受け取らないでください。
- 参加店が自らプレミアム付きクーポン券を購入し、直接換金することを禁止します。
- プレミアム付きクーポン券の不正使用など本事業の目的に反する行為が判明した場合、換金できないことがあります。
- プレミアム付きクーポン券の取扱いにあたっては、関係団体が策定した業種ごとの「感染拡大防止ガイドライン」に基づく新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底してください。
- 市町村の感染状況(緊急事態宣言発令等)に応じて、当該市町村に所在する店舗には、一時的にクーポン券等の発送を見合わせる場合があります。

上記個人情報保護の取扱い及び留意事項、並びに山形県消費応援事業の趣旨に同意し、参加事業所(店舗)に申し込みいたします。

上記内容に相違ありません。

事業所(店舗)名称

代表者氏名